Ｑ＆Ａ　中小企業診断士を目指される方へ

Ｑ1．中小企業診断士になるには、どのような方法がありますか。

Ｑ2．中小企業診断士試験はいつ行われますか。

Ｑ3．中小企業診断士試験の概要を教えてください。

Ｑ4．第一次試験に免除科目はありますか。

Ｑ5．第一次試験で科目免除の取り扱いはどうなりますか。

Ｑ6．第二次試験合格後の実務要件とは何ですか。

Ｑ7．養成課程、登録養成課程修了で中小企業診断士登録できますか。

Ｑ8．養成課程とはどのようなものですか。

Ｑ9．登録養成課程とはどのようなものですか。

Ｑ10．養成課程や登録養成課程には選抜試験等がありますか。

以下、「　中小企業診断士」は「診断士」という。

Q1. 診断士になるには、どのような方法がありますか。

A. 以下の二つの方法があります。
１. 中小企業診断士第一次試験および、第二次試験のいずれにも合格後、１５日の実務要件を満たし、登録申請する方法。

２. 中小企業診断士第一次試験合格後、養成課程または、登録養成課程を修了し、登録申請する方法。

Q2. 中小企業診断士試験はいつ行われますか。

A. 中小企業診断士試験は第一次試験、第二次試験とも年１回実施しており、第一次試験は例年夏頃行われますが、その実施要領は4月頃、経済産業大臣名で公告され、その内容が中小企業庁ホームページに掲載されます。
そして、中小企業診断士試験の指定実施機関である、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会からその詳細が案内されます。

Q3. 中小企業診断士試験の概要を教えてください。

A. 中小企業診断士試験は、第一次試験と第二次試験があります。
１. 第一次試験では、診断士として必要な学識について経済学・経済政策をはじめ全7科目の多肢選択式または、短答式による筆記方式で実施されます。

２. 第一次試験の合格基準は、総点数の６０％以上であって、かつ満点の４０％未満の科目が一つもないことを基準として、試験実施機関試験委員会が相当と認めた得点比率となります。

３. 第一次試験合格の有効期間は2年間であり、第一次試験に合格した年と翌年に第二次試験を受験することができます。

4. 第二次試験は、診断士として必要な応用能力について短答式または、論文式による筆記方式と口述方式で実施されます。
　この第二次試験のうち口述方式には当該第二次試験筆記方式で資格を得た方が対象となります。

5. 第二次試験合格者は合格日から3年以内に15日の実務要件（実務従事または実務補習受講）を満たして申請することにより診断士に登録されます。

Q4. 第一次試験に免除科目はありますか。

A－1. 第一次試験（7科目）には科目合格制が導入されており、その合格基準は満点の60%を基準として、試験実施機関試験委員会が相当と認めた得点比率となります。

A－2. 合格科目については、翌年度、及び翌々年度の第一次試験を受験する際、予め申請することにより該当科目が免除され、3年間のうちに全7科目の試験に合格すれば第一次試験合格者となります。

A－3. 科目合格制に加えて、受験者が保有する他の国家資格等により受験科目が免除される他資格等保有による科目免除制度がありますので、第一次試験受験申込み時に申請してください。

Q5. 第一次試験で科目免除の取扱いはどうなりますか。

A. 第一次試験の科目免除は、受験者の事前申請により有効となりますので、受験申込時に免除申請する必要があります。
　なお、前年度合格科目であっても免除申請がなかった科目については、受験することになります。また、科目合格後2年目に免除申請を行わず受験し不合格となっても3年目に免除申請をすることは可能です。
（参考）受験パターンと第一次試験の合格

科目	1年目	2年目	3年目
経済学・経済政策	○	免	免
財務・会計	○	X	免

○　合格科目
X　不合格科目
免　免除申請科目

企業経営理論	X	○	免
運営管理	○	免	免
経営法務	○	○	免
経営情報システム	X	X	○
中小企業経営・政策	○	免	免

第１次試験合格となる年度

Q6　第二次試験合格後の実務要件とは何ですか。

A.　診断士の登録条件として、第二次試験合格日以降、15日以上の実務要件（実務従事、または実務補習の受講）を満たすことが必要です。

1. 実務従事とは、既に診断士の方が行う経営の診断助言業務と同等の業務を実施することです。

2. 実務補習とは、実務従事の機会がない者または、実務の経験がない者等が登録実務補習機関の行う実務補習を受講することです。

　なお、実務従事の実施日または、実務補習の受講日は第二次試験合格日以降のものが有効となります。

Q7. 養成課程、登録養成課程修了で中小企業診断士登録できますか。

A. 第一次試験合格者が、第二次試験を受験する代わりに、中小企業大学校東京校が実施する養成課程または、国に登録された登録養成機関が実施する登録養成課程を修了した者は、登録申請することにより診断士として登録されます。

Q8. 養成課程とはどのようなものですか。

A. 養成課程とは中小企業大学校東京校が実施しており、その応募資格は、当該年度とその前年度の中小企業診断士第一次試験合格者です。
　養成課程の研修期間は、6ヵ月程度で、研修科目構成は演習・実習を中心に診断士として必要な実践能力を修得することを目的として、前期（経営診断Ⅰ）と後期（経営診断Ⅱ）に分かれています。

前期（経営診断Ⅰ）の修了判定において基準レベルに達した者が後期（経営診断Ⅱ）に進みます。なお、達していない者はその時点で退校となります。
　また、後期（経営診断Ⅱ）においても修了判定を行い、基準レベルに達した者に修了証が発行されます。

　なお、応募条件・選考方法等については中小企業大学校東京校にお問い合わせください。

Q9. 登録養成課程とはどのようなものですか。

A.　登録養成課程は、中小企業大学校東京校の養成課程と同等の内容で実施できるなど、一定の登録基準を満たしている民間研修機関等が国に申請し、登録された上で実施する診断士の養成課程です。
　なお、登録養成機関については中小企業庁のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

Q10. 養成課程や登録養成課程には選抜試験等がありますか。

A. 選抜試験実施の有無等内容については、各実施機関にご確認ください。